

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年二月十五日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(畜産課) ページ 一

(同) () 一

告示

岐阜県告示第六十四号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十一年岐阜県告示第三十七号)は、平成三十一年二月十五日限り廃止する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六十五号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十一年岐阜県告示第二十八号)の一部を次のように改正し、平成三十一年二月十八日から適用する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

各務原市鵜沼、鵜沼朝日町一丁目、鵜沼朝日町二丁目、鵜沼朝日町三丁目、鵜沼朝日町四丁目、鵜沼朝日町五丁目、鵜沼大伊木町一丁目、鵜沼大伊木町二丁目、鵜沼大伊木町三丁目、鵜沼大伊木町四丁目、鵜沼大伊木町五丁目、鵜沼大伊木町六丁目、鵜沼各務原町一丁目、鵜沼各務原町二丁目、鵜沼各務原町三丁目、鵜沼各務原町四丁目、鵜沼各務原町五丁目、鵜沼各務原町六丁目、鵜沼各務原町七丁目、鵜沼各務原町八丁目

目、鵜沼各務原町九丁目、鵜沼小伊木町二丁目、鵜沼小伊木町三丁目、鵜沼小伊木町四丁目、鵜沼台一丁目、鵜沼台二丁目、鵜沼台三丁目、鵜沼台四丁目、鵜沼台五丁目、鵜沼台六丁目、鵜沼台七丁目、鵜沼台八丁目、鵜沼大安寺町一丁目、鵜沼大安寺町二丁目、鵜沼西町一丁目、鵜沼西町二丁目、鵜沼西町三丁目、鵜沼西町四丁目、鵜沼羽場町一丁目、鵜沼羽場町二丁目、鵜沼羽場町三丁目、鵜沼羽場町四丁目、鵜沼羽場町五丁目、鵜沼羽場町六丁目、鵜沼羽場町七丁目、鵜沼羽場町八丁目、鵜沼東町一丁目、鵜沼東町二丁目、鵜沼東町三丁目、鵜沼東町四丁目、鵜沼東町五丁目、鵜沼東町六丁目、鵜沼東町七丁目、鵜沼東町八丁目、鵜沼古市場町一丁目、鵜沼古市場町二丁目、鵜沼古市場町三丁目、鵜沼古市場町四丁目、鵜沼真名越町一丁目、鵜沼真名越町二丁目、鵜沼真名越町三丁目、鵜沼丸子町一丁目、鵜沼丸子町二丁目、鵜沼丸子町三丁目、鵜沼三ツ池町一丁目、鵜沼三ツ池町二丁目、鵜沼三ツ池町三丁目、鵜沼三ツ池町四丁目、鵜沼三ツ池町五丁目、鵜沼三ツ池町六丁目、鵜沼南町一丁目、鵜沼南町二丁目、鵜沼南町三丁目、鵜沼南町四丁目、鵜沼南町五丁目、鵜沼南町六丁目、鵜沼南町七丁目、鵜沼山崎町一丁目、鵜沼山崎町二丁目、鵜沼山崎町三丁目、鵜沼山崎町四丁目、鵜沼山崎町五丁目、鵜沼山崎町六丁目、鵜沼山崎町七丁目、鵜沼山崎町八丁目、鵜沼山崎町九丁目、各務、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町五丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ町九丁目、各務西町六丁目、各務東町三丁目、各務東町四丁目、各務東町六丁目、各務東町七丁目、各務山の前町二丁目、各務山の前町三丁目、各務山の前町四丁目、桜木町一丁目、新鵜沼台一丁目、新鵜沼台四丁目、新鵜沼台七丁目、つっじが丘二丁目、つっじが丘三丁目、つっじが丘四丁目、つっじが丘五丁目、つっじが丘六丁目、つっじが丘七丁目、つっじが丘八丁目、前渡東町二丁目、前渡東町五丁目、前渡東町六丁目、前渡東町七丁目、前渡東町八丁目、前渡東町九丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、八木山、緑苑中一丁目、緑苑中三丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目

平成三十一年二月十五日発行

発行者
岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一
号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社